

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原告 木伏研一 外123名

被告 仙台パワーステーション株式会社

第14準備書面

(被告準備書面(6)への反論)

2020年2月28日

仙台地方裁判所第2民事部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高橋 春 男
外

被告準備書面(6)に対し、必要な範囲で以下のとおり反論する。

第1 被告からの指摘を受けての修正とその影響

1 修正する点

(1) 甲A27号証及びその分析結果について、被告から指摘を受けた以下の点は認める。

- ① 甲A27号証で分析対象とした質問項目が25ではなく26であったこと
- ② 中学生以下の質問項目は15であったこと(質問16ないし18、質問29ないし31、質問37ないし41は高校生以上への質問事項だったこと)
- ③ 高校生以上に対する質問数は23であったこと(質問22、23及び25は中学生以下のみへの質問だったこと)

- (2) 上記の被告が指摘する点は、調査開始時には認識していたものだが、集計表作成と解析過程では、気づかなかったところであり、短期間で集計・分析をしたことによるものである。

2 再度の分析

上記のとおり被告の指摘は一部分を射ていたが、基礎となるデータそのもの（甲A25号証）に変更はないので、被告からの指摘を踏まえ、再度分析することにより正確な資料を提供することができるようになった。

以下、再度の分析の結果を示す。

第2 再度の分析の手法（データの作成・分析方法について）

- 1 今般、被告の指摘を受けて分析をやり直した方法について以下説明する。
- 2 分析に用いた基礎データ

今般の分析に用いた基礎となるデータは、甲A25号証である（甲A41号証のシート「①甲A25号証 仙台パワーステーション健康調査質問票集計」（以下、シート「①」という。）参照）。

そして、「高校生以上」と「中学生以下」を分けて分析する前提として、シート「③質問項目全部について分析」（以下、シート「③」という。）を作成する際、質問「【中学生以下のみ】年代 1 学童前 2 小学生 3 中学生」の列を貼り付けた。

- 3 「高校生以上」について分析するため、シート「④（成人のみ）質問23項目について比較分析」（以下、シート「④」という。）を作成した。

これは、シート「（参考）質問26項目」から、質問項目を高校生以上の23項目に限定し、また、質問「【中学生以下のみ】年代 1 学童前 2 小学生 3 中学生」に回答のある者、つまり中学生以下の者のデータを削除したものである。

- 4 シート「⑤（成人のみ）質問23項目について比較分析（5km以内群）」（以下、シート「⑤」という。）は、上記シート「④」から、「5km以内群」を抜粋したも

のである。

- 5 シート「⑥（成人のみ）質問23項目について比較分析（5km以外群）」（以下、シート「⑥」という。）は、上記シート「④」から、「5km以外群」を抜粋したものである。
- 6 シート「⑦【参考】（中学生以下のみ）質問15項目について比較分析」（以下、シート「⑦」という。）は、中学生以下のデータを抜粋したものである。後述するように、中学生以下のデータは、本分析では参考にとどまる。

第3 再度の分析（分析の結果）

- 1 中学生以下の分析（シート「⑦」）は参考程度とされたい
 - (1) 本件調査において、中学生以下は、番号1、番号2、番号85から番号90、番号112の9名であった（シート「①」の5列目「【中学生以下のみ】年代」の項目及びシート「⑦」を参照されたい。）。5km以内群は2名、5km以外群は7名であった。
 - (2) 上記9名のうち、5項目以上の該当者は1名のみ（番号2、なお5km以内群である）であった。
 - (3) 5項目以上の該当者が5km以内群にいるという点で、仙台P Sの影響があると言えることができるが、母数が少ないため、当該分析は参考にとどまる。
- 2 成人についての分析（シート「④」，同「⑤」，同「⑥」）
 - (1) 今般、被告の指摘を踏まえ、甲A25号証から成人のみを取り出して5km以内群と5km以外群を比較検討することとした。
 - (2) シート「④」は、シート「③」から、成人のみについて、気管に関する疾病について質問23項目を抜き出した結果を記載したものである。
基礎となるデータは以下のとおりとなる。
母数 116名（全体123名から分析対象外7名を除いた）
うち5km以内群 79名

5 km以外群 37名

5項目以上該当 15名

6項目該当 11名

(3) シート「⑤」は、シート「④」から「仙台P Sから5 km以内群」の者を抜き出して分析した結果である。5 km以内群の母数が79名であること、質問数23に対して、変化項目5項目以上が12名、うち6項目以上は9名いることが明らかになった（シート「⑤-2」参照）。

(4) シート「⑥」は、シート「④」から「仙台P Sから5 km以外群」の者を抜き出して分析した結果である。5 km以内群の母数が37名であること、質問数23に対して、変化項目5項目以上が3名、うち6項目以上は2名いることが明らかになった（シート「⑥-2」参照）。

3 成人についての分析結果

(1) 今般、上記分析を行い、2016年回答と2018年回答を分析した結果、以下の事実が明らかになった。

ア 分析対象を23項目にした場合について（シート「④」）

変化項目が5項目を超える者は、合計で15名であり、うち6項目以上変化した者の数は、11名であった。

イ 5 km以内群に絞って分析をした場合について（シート「⑤」、「⑤-2」（甲A42号証））

変化項目が5項目を超える者は、合計で12名であり、うち6項目以上変化した者の数は、9名であった。

ウ 5 km以外群に絞って分析をした場合について（シート「⑥」、「⑥-2」（甲A43号証））

変化項目が5項目を超える者は、合計で3名であり、うち6項目以上変化した者の数は、2名であった。

(2) そうすると、変化項目が5項目以上ある者は、5 km以内群では12名（5 km以

内群の母数は79名であるので、その割合は約15%)に対し、5km以外群は3名(5km以外群の母数は37名であるから、その割合は約8%)であった。

つまり、仙台PS稼働後に健康被害を訴えはじめた者の割合は、5km以内群と5km以外群とで約1.875倍(15÷8)の差があることが判明し、仙台PSの影響によることがより明らかになった。

4 質問項目が26から23になったことにより「5項目以上」該当することが重みを増したことについて

本件調査は、2016年と2018年の変化を調査したものである。そうすると、質問項目が26項目よりも少ないにもかかわらず5項目以上該当しているということは、仙台PSからの影響をより強く受けているといえることができる。

第4 被告の主張に対する反論について

1 長期間喫煙環境による影響、緊張や動揺に関する影響に関する被告の主張について

(1) 被告は、本件調査において、長期間にわたる喫煙環境による影響、緊張や同様による心理的影響、気管支ぜんそくの既往歴(以下、「喫煙等」という。)による影響を合理的根拠なく排除している旨主張し、本件調査に信用性がないと主張している。

(2)ア まず、質問票(甲A23号証及び甲A24号証)には、最後の質問として、「その他」の項目として、「初回質問票に記載された内容で、その後に変化した事がありましたら、以下の記入等に記載して下さい」という質問を設けており、2016年から2018年の間に、喫煙等による影響があった場合には申告するよう求めていた。

しかし、上記2つの調査において、2016年から2018年の間に、喫煙等による影響があったという回答は存在しなかった。

イ また、原告は、初回の質問において、喫煙の有無等を尋ねているところ、調

調査開始前から喫煙等をしている場合には、その影響は調査開始前からでているものと考えられる。そして、本件では、2016年と2018年の変化を比較検討しているのであるから、調査開始前からある喫煙等の影響は、ないものと考えられる。他の要因についても同様である。

(3) 以上のとおり、被告の上記批判は、的を射たものではない。

2 仙台P S稼働前後の測定値に関する被告の主張について

被告は、原告が指摘している仙台P S稼働前後の測定値について縷々主張するが、これに対する反論は、原告水戸部秀利の陳述書（甲A40号証）及び同原告の供述のとおりである。

以 上